

本提言は、明治大学知的財産法政策研究所コンテンツと著作権法研究（コ著研）プロジェクトの一環として議論し、下記メンバーで提言し、同 HP 上で「CC 表示－改変禁止」にて公開するものである。



出版者の権利のあり方に関する提言

2013 年 4 月 4 日

中山信弘、三村量一、福井健策
上野達弘、桶田大介、金子敏哉

出版者の隣接権要望には、それが出版にともない当然に発生する点、著作権との権利分散化を招きやすい点、それに隣接権の実効性などの危惧が指摘されて来た。我々はこうした問題意識を共有しつつ、当面の諸課題を解決するため、著作者との契約によって設定される現行「出版権」の拡張を下記の通り提言する。なお、この提言は、別紙で述べる情報化社会推進のビジョンに基づいたものである。

提言：デジタル時代に対応すべく、現行出版権の拡張・再構成を文化審議会で検討する

（内容）

著作者との契約により設定される現行の出版権が、原則として電子出版にも及ぶよう改正
⇒当然に発生する隣接権ではなく、著作者との契約に基づく専用権である。法改正前の作品にも当事者の合意により拡張可能なため、権利を分散化せず、著作者の意思に基づいた活用を期待できる。また、オンライン海賊版の差止などのニーズにも対応できる。

（説明）

- ①当事者の特約により、「印刷のみ」「電子出版のみ」という出版権の設定も可
⇒流通の変化にともなう、多様な契約のありかたにも対応
- ②現行出版権の再許諾不可を改め、特約なき限り再許諾可とする
⇒一次出版の後の他社での文庫化や、多数のプラットフォームでの配信などに対応
- ③当事者の特約により、特定の版面に対象を限定した上、その複写利用などにも拡張可
⇒企業内複製やイントラネットでの利用許諾などに対応
- ④対抗要件としての現行登録制度を拡充し、登録しやすいよう環境を整備（別紙参照）
⇒権利の所在が明確になり、権利処理によるコンテンツ活用などを促進

以上

別紙

ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン

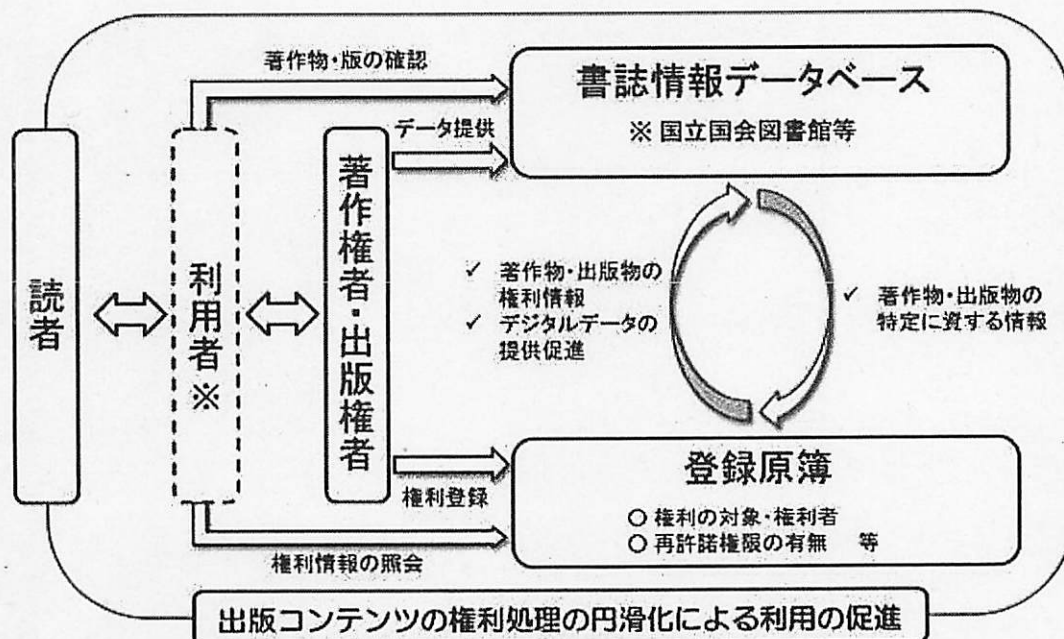
1 ナショナル・アーカイブの推進

情報化時代において、長期的目標としてナショナル・アーカイブの実現が必要であることは疑いの無いところである。そしてナショナル・アーカイブは単にデータの保存だけではなく、蓄えられたデータを円滑に活用することによりビジネスを促進するものでなければならない。そのためには、コンテンツ自体の保存に加え、それと権利情報を結びつけることにより権利処理の容易化を図り、かつコンテンツの商業利用を促進すべきであり、もってわが国の出版文化の発展、ひいては文化・情報産業の発展に資すると確信する。

別紙の提言は、このようなビジョンの下に、まずは著作権法において、権利の分散化を避けつつ出版物の権利をどのように位置づけるべきかを述べたものである。出版権拡張の詳細については今後文化審議会の審議に委ね、我々はナショナル・アーカイブとその利活用に関する議論を深めて行くこととする。

2 権利情報の登録制度の拡充策

提言で述べた登録制度については、現行の運用に加えて、国会図書館（NDL）等の書誌情報等を利用した著作物等の特定も可能とすることで、手続の簡素化・コスト低減を検討すべきである。登録の増加により権利の所在が明確になり、コンテンツ利活用の促進を期待できる。



※ 著作権法上の利用を行う取次・配信業者等を指す